

令和6年11月14日  
子ども家庭局子育て支援課

## 指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和6年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

### 1 指定概要

#### (1) 施設概要

名称：北九州市立母子・父子福祉センター  
所在地：北九州市戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた4階の一部  
施設内容：

##### 施設概要

- ・占有面積：約564.48㎡
- ・構造：地下0階地上12階 鉄骨造
- ・規模：延床面積約37,000㎡（ウェルとばた全体）

##### 事業内容

- ・ひとり親家庭及び寡婦の福祉に関する講習や講座等の開催、福祉についての相談、自主活動についての助言、福祉の増進に関すること、施設の管理運営に関すること

#### (2) 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

#### (3) 指定管理者候補の概要

名称：一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会  
所在地：戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた4階  
主な業務内容：ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長を支援するため、北九州市からの受託事業と自主福祉事業で、親子のふれあい事業を実施。北九州市立母子・父子福祉センターの指定管理業務を実施。市からの受託事業で、養育費確保サポート事業や親子面会交流事業等を実施。

### 2 指定の経緯

令和6年 8月19日 募集要項配布  
令和6年 9月20日 募集締め切り  
令和6年10月 9日 指定管理者検討会の開催  
令和6年11月 指定管理者候補を決定

## (1) 応募資格

- ① 法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ② 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③ 申請意向届出書を提出していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。)
- ④ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

## (2) 応募状況

説明会参加：1団体

応募件数：1団体(一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会)

## 3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討した。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定した。

## 4 検討会構成員

- ・[学識経験者] 阿南 寿美子 (西南女学院大学短期大学部保育科教授)
- ・[有識者] 河崎 幸子 (社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会  
北九州市北方地域子育て支援センター所長)
- ・[有識者] 大塚 友江 (元北九州市立城野保育園園長)
- ・[有識者] 田中 久美子 (北九州市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会  
部会長)
- ・[会計・経理] 田村 奈々子 (田村奈々子税理士事務所所長)
- ・[市民代表] 小林 香織 (北九州市子ども・子育て会議公募委員)

## 5 選定基準等

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み
	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
	② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
	③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
	(2) 利用者の満足向上
	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
	② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
	③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
	④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
	⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
	【効率性】
	(3) 指定管理料及び収入
	① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
	② 市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性
	① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
	② 経費の配分は適切であるか。
	③ 積算根拠は明確であるか。
	④ 再委託が適切な水準で行われているか。

【適正性】	
(5) 管理運営体制など	
①	施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
②	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④	職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	
①	施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
②	利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
③	日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
④	防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。
(7) 社会貢献・地域貢献	
①	ひとり親や寡婦等の雇用促進が考えられているか。
②	労働環境の向上への取り組みが考えられているか。
③	SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。
④	地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。
⑤	地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。
⑥	市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価レベル	乗率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

## 6 審査結果

### (1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準 (=審査項目) 及びポイント	配点	評価レベル						検討会 審査結果	得点
			構成員							
			A	B	C	D	E	F		
一般財団法人 北九州市母子寡婦福祉会	1 指定管理者としての適性									
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	5	4	5	4	4	5	5	5
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	4	4	5	5	5	4	5	5
	(3) 実績や経験など	5	5	3	5	4	4	4	4	4
	2 管理運営計画の適確性									
	【有効性】									
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	25	4	4	4	5	5	4	4	20
	(2) 利用者の満足向上	15	4	4	4	4	4	4	4	12
	【効率性】									
	(3) 指定管理料及び収入	15	4	3	4	3	4	3	4	12
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	5	3	5	4	5	3	4	8
	【適正性】									
	(5) 管理運営体制など	10	4	4	5	4	4	4	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、 危機管理体制など	10	4	3	4	5	4	3	4	8
	(7) 社会貢献・地域貢献	10	4	3	4	4	5	4	4	8
	小 計	110	92	78	95	93	98	82	—	90
地元団体に対する優遇措置 (5点)									5	
合 計									95	

### (2) 検討会における主な意見

- ・全体的にしっかり取組みが行われており、経験も十分である。
- ・社会背景・生活の変化に即した形での対応が見られる。
- ・子どもが成長していくために必要なことや金銭面でのアドバイスをきめ細かく行っていくことに感銘を受けた。
- ・新規の取組みも検討されていることは評価できる。
- ・就職率向上の取組みにも力を入れてほしい。
- ・名称変更はぜひ行っていただきたい。

### (3) 検討会における検討結果

施設の管理運営に対する基本方針や実績等の指定管理者としての適性、施設の設置目的の達成に向けた取組み等の有効性、収支計画の妥当性及び実現可能性等の効率性、管理運営体制等の適正性のすべての項目について、市の要求水準を上回り、優れているとの評価であった。

以上の観点から、総合的な所見としては、一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会は指定管理者として相応しいと判断する。

## 7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会を指定管理者候補に選定しました。

### (1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

### (2) 市における主な選定理由

- ・北九州市立母子・父子福祉センターの設置目的及びひとり親家庭等に関する施策についてよく理解しており、また同施設の管理に関する意欲が強く感じられる。
- ・ひとり親家庭への支援として、相談事業や就労支援事業のみにとどまらず、親と子のふれあい事業など、心のケアについても提案されている。
- ・これまで長年にわたり、当センターを管理してきた実績があり、経験豊富な人材も有しており、安定的な管理運営が期待できる。

## 8 提案額

令和 7年度	46,691千円
令和 8年度	46,691千円
令和 9年度	46,691千円
令和10年度	46,691千円
令和11年度	46,691千円